

岩手県告示第524号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年6月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社下館工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町大野第8地割83番地の1
 - ウ 代表者の氏名 下館孝光
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第3235号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、ほ装工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年6月26日付けで大工工事業、ほ装工事業及び水道工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年6月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 工藤工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市堀野字東側21
 - ウ 代表者の氏名 工藤隆義
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8037号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年5月24日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年6月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社エー・アイ
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町北寺林7地割350番地
 - ウ 代表者の氏名 桑島亮
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第40123号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年6月26日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年6月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社下館工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町大野第8地割83番地の1
 - ウ 代表者の氏名 下館孝光
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-24）第3235号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年6月26日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。